

五 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていて、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていて、その経営の安定に支障を生じていると認められること。

六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法第一百一十条第二項に規定する特別危機管理銀行、同法第一百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第一百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行つてしたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていて、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

七 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを作成していることにより、当該金融機関との金融取引について借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていて、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に對して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第一号に規定する特定協定銀行を行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他他の金融機関との金融取引について借り入れの減少その他経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの。

この法律において、「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他的事象が突然的に生じたため我が国の中、企業に係る著しい信用の収縮が全國的に生じてゐると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定を保障を生じてゐることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

（普通保険）

超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

前項の保険関係においては、保険金額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

第一項の保険関係においては、借入金の額のうち保証をした額を保険債務額とし、中小企業者に代わってする借入金の弁済（手形の割引の場合は手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払）を保険事故とする。

第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金）は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

第一項に規定する債務の保証に係る金融機関の債権が金融機関その他の政令で定める者以外の者に譲渡されたときは、当該債務の保証に係る同項の保険関係は、当該譲渡の時において消滅する。

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合にあつては、保証人の保証を除く。）を提供させないものをすることにより、中小企業者一人についての保険金額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との

2 前項の保険関係においては、保険金額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止対策保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー資本関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が八千円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の保険関係に準用する。

（特別小口保険）

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをすることにより、小規模企業者一人についての保険金額の合計額が二千円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該

2 信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する、新規事業保険等の第一項に規定する保険

項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二千万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあっては、二千万円から当該保険関係における保険勘定の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について第三条第十項、前条第一項、次条第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項、第三条の八第一項、第三条の九第一項、第三条の十第一項又は第三条の十一第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時において、公庫と無担保保証の契約を締結している信用保証協会にあつては、無担保保険の保険関係に、公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあつては、経済産業省令で定めるところにより普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものとする。

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信
4 第三条第三項から第五項まで及び前条第一項
の規定は、第一項の保険関係に準用する。
(流動資産担保保険)

用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借り入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業者の流動資産（取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他）の経済産業省令で定める債権及び棚卸資産に限る。）のみを担保として提供させるものをすることにより、中小企業者一人についての保証額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と流動資産担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険 次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に流動資産担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険俸額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、流動資産担保保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項から第五項まで及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

（公害防止保険）

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費

用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該中小企業者が第三条の「第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）をすることにより、

中小企業者一人についての保険額の合計額が五千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「公害防止保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が五千万円（当該債務者たる中小企業者について既に公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、五千円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
 (エネルギー対策保険)

第三条の六 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該中小企業者

が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。」をすることにより、中小企業者一人についての保険金額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又はその法

律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「エネルギー対策保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が一億円(当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
(海外投資関係保険)

第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの(第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入による債務の保証(当該中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。)をすることにより、中小企業者一人につ

いての保険金額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証した額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

（公庫と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に海外投資關係保険の保険関係が成立している場合については、二億円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。）

（第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第一項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
（新事業開拓保険）

組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。) を超えることができない保険(以下「新事業開拓保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は次条第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合には、二億円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとす。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。(事業再生保険)

第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が再生中小企業者の原材料の購入のための費用その他事業の継続に欠くことができない費用で經濟産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借り入れによる債務の保証(当該再生中小企業者が第三条の二第一項の經濟産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。)をすることにより、中小企業者一人についての保険金額が二億円を超えることができない保険(以下「事業再生保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と事業再生保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険又は新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証

（特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が一億円（当該債務者たる中小企業者について既に事業再生保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、事業再生保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の第一第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
（特定社債保険）

第三条の十 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千五百万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るもの除外。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項に規定する債務の保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険、特定社債保険又は次条第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする社債に係る債務の弁済を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした社債により調達した資金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

(特定支払契約保険)
第三条の十一 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の特定支払契約（中小企業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権（以下この項において「売掛け金債権等」という。）を有する事業者に対しして金融機関その他他の政令で定める者（以下この項において「金融機関等」という。）が当該売掛け金債権等の譲受けその他の経済産業省令で定める行為に基づき現金を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛け金債権等その他経済産業省令で定める債権の額を支払うこと）を約する契約をいう。に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの（以下「特定支払債務」という。）の保証をすることにより、中小企業者一人についての保証金額の合計額が十億円を超えることができない保険（以下「特定支払契約保険」という。）について、特定支払債務の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保証関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。
前項の保証関係においては、特定支払債務の額のうち保証をした額を保証金額とし、中小企業者に代わつてする特定支払債務の弁済を保険事故とする。
第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保証関係に準用する。

く。以下同じ)。又は特定支払債務の額から信
用保証協会がその支払の請求をする時までに中
小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の
利息及び避けることができなかつた費用その他
の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条に
おいて同じ)。」を使用して取得した額(次の各
号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める
額)を控除した残額(第八条において「回収後
残額」という)に、百分の七十(無担保保険
特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保
険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険
新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保
険にあつては、百分の八十)を乗じて得た額と
する。

保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わって弁済をした場合には、その求償に努めなければならぬい。

保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定
私契約保険の保険関係に基づいて支払った保険
料の合計額に満たないときは、その不足額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付する
ことができる。

の他の保険関係の保険金額の合計額とがそれを
れ」と、第三条の二第一項及び第三条の三第一
項中「保険金額の合計額が」とあるのは、「経営
安定関連保証に係る保険関係の保険金額の合
計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とが

第八条 保険金の

その支払の請求をした後中小企業者に対する求償権（信用保証協会が当該中小企業者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）に、支払を受けた保険金の額の回収後残額に対する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

1 言用保証協会が借入金又は土賣に係る賃務

（第一回）

第十一條 公庫は、信用保証協会がこの法律（二

第三回 海外投資關係保険 新事業開拓保険
事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百

二 信用保証協会が当該中小企業者（特定中小企業者を限る。次号をおいて同じ。）に対する

る求償権を行使するために債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。）に委託をした場合（次号に掲げる場合を除く。）求償権を行使して取得した額から当該委託に要する費用（経済産業省令で定める方法により算出する費用に限る。以下「回収委託費用」という。）に相当する額を控除した残額

第六条 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払いの請求をすることができない。

第九条

公庫は、業務の方法の定めるところによ
り、

三條第一項、第三条の二第一項又は第三条の三
第一項に規定する資格の喪失等の事由

の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下

三條第一項、第三条の二第一項又は第三条の三
第一項に規定する資格の喪失等の事由

の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下

の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下

第七条 信用保証協会は、普通保険、無担保保
(求償)

陰、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防
止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保

ギー対策保険、

特別小口保険、流動資産担保保険、工ネルギー対策保険、海外新事業開拓保険、事業再生保険又は特定支払契約保険の保険として支払を受けた保険金の合計額が保る保険関係及び当該事業年度内に遭遇保険、無担保保険、特別小口保険保険、公害防止保険、工ネルギー海外投資関係保険、新事業開拓

第一項に規定する債務の保証であつて、特定中小企業者に係るものに係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険金額の合計額が」とあるのは、「経営安定関連保証」(第十二条に規定する経営安定定期連保証をいう。次条及び第三条の三において同様じ。)に係る保険関係の保険金額の合計額とそ

同じ)」を受けた特例中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「危機関連保証(第十五条に規定する危機関連保証)をいう。次条及び第三条の三において同じ。」に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第二項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額

第十九条 特例中小企業者（第一条第六項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一一条第二項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、第二条第六項の認定を受けたものに限る。）に対し、株式会社商工組合中央金庫が行う貸付けに係る債務の保証については、第十五条の規定は、適用しない。

第十八条 経営安定関連保証及び危機関連保証に係る限度額（適用除外）を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険額の合計額の限度額は、政令で定める。

第十七条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にいかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十六条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保險關係であつて、危機関連保証に係るものについての第三条第二項、第三条の二第二項（第三条の三第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び

額が」とあるのは「危機関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二項第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「危機関連保証及びその他保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は、適用しない。

たため、その事業活動に支障を生じていると認められること。

公害防止保険、エネルギー対策再生保険及び特定社債新事業開拓保険、事業

昭和六十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日までに倒産関連保証（第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、第三条第三項第一号、第二号又は第五号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る無担保保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条の規定にかかるらず、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則 (昭和二六年六月一五日法律第二百八十九号)

附 則（昭和二八年八月一〇日法律第一九六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第二二号）
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月五日法律第五二二号）
この法律は、公布の日から施行する。
この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。ただし、改正

<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四二年八月一九日法律第一三八号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五〇年七月一日法律第五一号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四五年一二月二六日法律第一四五号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四六年三月三一日法律第一七号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四六年四月一〇日法律第四四号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四八年七月五日法律第四六号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四八年九月一九日法律第一一五号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四八年一〇月一五日法律第一一五号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四九年五月二日法律第四一号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四九年五月二日法律第四一五号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四八年九月一九日法律第一一五号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五〇年一二月二二日法律第一八八号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五三年五月一日法律第三六号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五三年七月一日法律第八四九号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五四年四月一一日法律第一九号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五五年五月二〇日法律第五三号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六一年一二月五日法律第九八号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六三年三月三一日法律第一四号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法第二条第三項の近代化関係中小企業者であつて同項第六号から第八号までに掲げるものについて成立している同法第三条の七第一項に規定する近代化保険の保険関係については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一〇年一二月一八日法律第一五一号) 抄</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄</p>	

